

# 平成24年4月からの施設種別変更、通園事業の名称変更について

障害者自立支援法の改正と児童福祉法の改正により、当施設の事業種別が変更になります。  
また、18歳未満対象の通園事業の名称も同時に変更いたしました。

## 【入所部門】

名称：聖隷おおぞら療育センター

施設種別	重症心身障害児施設
基準法令	児童福祉法
対象者	重症心身障害児・者 (年齢制限なし)

18歳未満

この種別変更による  
サービス内容の変更はありません。

## 【通園部門】

名称：もみの木

施設種別	重症心身障害児者通園事業A型
基準法令	児童福祉法関係予算事業
対象者	重症心身障害児 (18歳未満)

18歳以上

名称：聖隷おおぞら療育センター (変更なし)

施設種別	医療型障害児入所施設
基準法令	児童福祉法
対象者	重症心身障害児 (18歳未満) 【主たる対象とする障害：重症心身障害】

## 療養介護

施設種別	障害者自立支援法
基準法令	障害者自立支援法
対象者	重症心身障害者 (18歳以上) 【主たる対象とする障害：重症心身障害】

名称：児童発達支援センターひかりの子 (変更)

施設種別	児童発達支援センター
基準法令	児童福祉法
対象者	重症心身障害児 (18歳未満) 【主たる対象とする障害：重症心身障害】

【通所部門】  
名称：あさひ 《変更なし》

施設種別	生活介護
基準法令	障害者自立支援法
対象者	重症心身障害者 (18歳以上)

この4月より、ショートステイの定員も10名から20名に変更いたしました。長い間予約が取りづらい等ご迷惑をおかけいたしましたが、ご希望にこたえられるように増床いたしました。